

島本町公共施設総合管理計画

平成 28(2016)年 3 月

島本町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画対象施設	2
第2章 公共施設を取り巻く現状と課題	3
1 公共施設の保有状況	3
(1) 公共建築物の保有状況	3
(2) インフラ施設の保有状況	6
(3) 将来の更新・改修費用の推計	7
(4) 現状の投資額との比較	9
2 人口の動向	10
(1) 人口の将来推計	10
(2) 直近5か年の人口動向	12
3 財政状況	13
4 住民意識調査の結果	14
第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方	17
1 基本的な目標	17
2 基本的な方針	17
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	20
1 公共建築物	20
(1) 子育て支援施設（保育所・幼稚園）	20
(2) 学校施設（小・中学校）・学童保育室	24
(3) 町営住宅	30
(4) 庁舎施設（役場庁舎・消防庁舎など）	32
(5) 集会施設（第二コミュニティセンター・自治会集会所など）	34
(6) スポーツ・レクリエーション施設（町立体育館・キャンプ場）	38
(7) その他の福祉・教育・文化関連施設（ふれあいセンター、人権文化センター、 教育センター、歴史文化資料館、やまぶき園）	41

(8) 廃棄物処理施設（清掃工場・衛生化学処理場）	48
2 インフラ施設	50
(1) 公園	50
(2) 道路	52
(3) 橋りょう	53
(4) 上水道施設（水道管・大藪浄水場など）	55
(5) 下水道施設（下水道管・ポンプ場）	57
第5章 計画の推進に向けて	59
1 取組体制	59
2 情報の管理と共有	59

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、人口急増期の昭和 50(1975)年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。これらの公共施設を今後も継続して使用していくための改修や建替、防災・減災対策などに係るインフラ整備には、莫大な費用が必要となる見込みです。

一方、本町の財政状況は、高齢化の急速な進展などにより、福祉や医療・介護などに係る社会保障関係経費などが増加しており、その年度の収入だけでは支出を賄いきれず、町の預金である基金を取り崩している状況にあります。このまま基金を取り崩し続けると底をつき、基本的な住民サービスさえ続けることができない危機的な状況に陥ることとなります。

これらの状況から、今後の推移によっては、次のようなことが予測されます。

<p>ケース① 維持補修も行わず、そのままにしておく・・・</p> <p>古い施設の老朽化が進み、安全・安心のまちづくりが後退する</p>	<p>ケース② 借金や貯金の取り崩しで、施設の新設・改修を続けると・・・</p> <p>施設の整備は進むが、財政破綻へ進む</p>	<p>ケース③ 年度ごとの予算の範囲内で改修、更新すると・・・</p> <p>一部の施設は整備されるが、改修等がされない施設が残される</p>
--	--	--

このため、これらを克服し、財政的にもできる限り問題を少なくするための対策が求められています。

また、今後、人口減少や年齢構成の変化が見込まれる中、より適正な公共サービスの提供を進めていくためにも公共施設の適正化に取り組む必要があることから、平成 26(2014)年 6 月、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる公共建築物を対象に、「島本町公共施設適正化基本方針」を策定しました。

一方、国においては、平成 25(2013)年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、同年 11 月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

こうした国の動きと歩調をあわせ、地方公共団体においても、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、公共施設等総合管理計画の策定に速やかに取り組むよう、平成 26(2014)年 4 月 22 日付けで総務大臣から通知があったところです。

このため、国の方針などを踏まえ、本町の「公共施設適正化基本方針」の見直しと充実を図り、道路や橋りょうなどのインフラ施設なども含めた計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本町の行動計画として策定するものです。

また、「第四次島本町総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、本町における他の各種計画とも相互に調整を図りながら推進することとします。

なお、この計画の第1章から第3章を、本町の「公共施設適正化基本方針」の改訂版として位置づけます。

3 計画期間

この計画の期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢や本町の公共施設を取り巻く環境の変化、国の制度改正などにより、見直しの必要が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 計画対象施設

本町が所有する公共施設を対象とします。計画では、本町の公共施設を「公共建築物」と「インフラ施設」に分類することとします。

図1 公共施設の分類



第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 公共施設の保有状況

(1) 公共建築物の保有状況

本町が保有する公共建築物は39施設※、総延べ床面積は約8万㎡となっており、学校施設が総面積の50%近くを占めています。

図 2-1 公共建築物の建物種別延べ床面積の割合

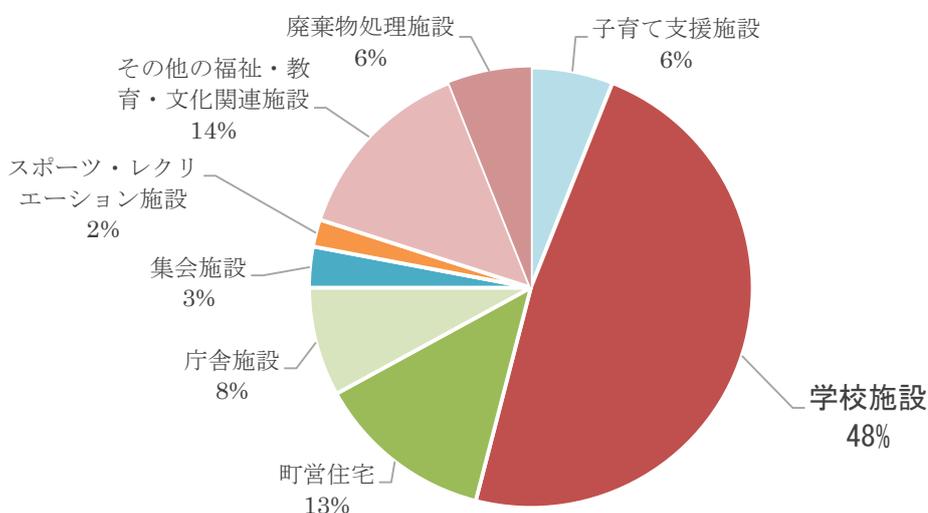


表 2-1 施設類型ごとの保有状況

(平成 27(2015)年 4月現在)

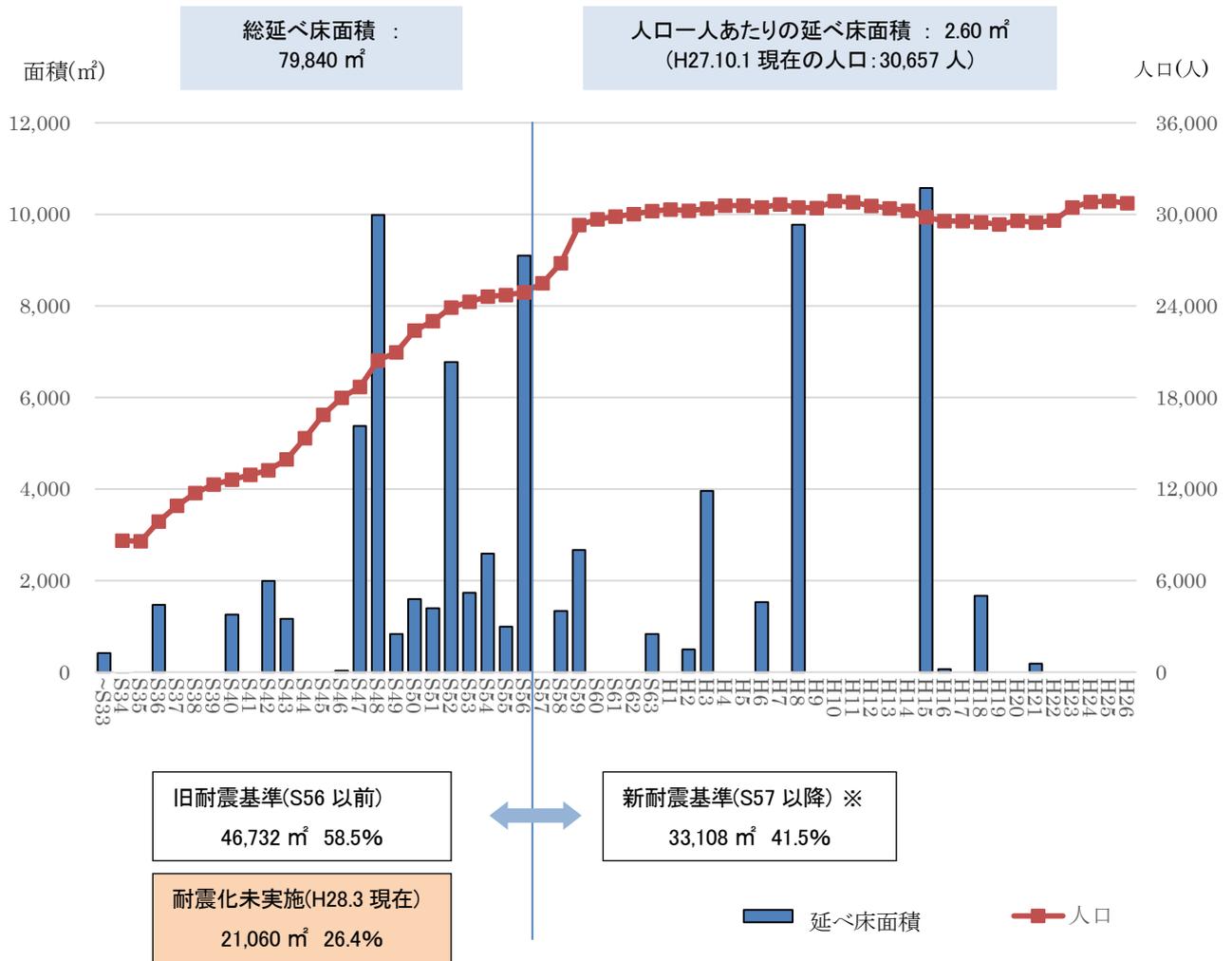
施設類型	施設数	施設内訳	建物延べ床面積(㎡)
子育て支援施設	4	保育所 2園・幼稚園 2園	4,897
学校施設	6	小学校(学童保育室併設) 4校・中学校 2校	38,220
町営住宅	2	緑地公園住宅(134戸)・御茶屋住宅(8戸)	10,715
庁舎施設	3	役場庁舎・消防庁舎・上下水道部庁舎	6,328
集会施設	15	第二コミュニティセンター・緑地公園住宅集会所・町所有の自治会集会所(13か所)	2,077
スポーツ・レクリエーション施設	2	町立体育館・キャンプ場	1,286
その他の福祉・教育・文化関連施設	5	ふれあいセンター・人権文化センター・教育センター・歴史文化資料館・やまぶき園	11,583
廃棄物処理施設	2	清掃工場・衛生化学処理場	4,734
合計	39		79,840

※防災備蓄倉庫など簡易な施設は除く。

築年別の整備状況を見ると、本町では人口が急増した昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて、多くの公共建築物を整備しています。

全体の 6 割弱が、昭和 56(1981)年以前に建設された旧耐震基準の建物であり、耐震化が図られていない建物が全体の約 4 分の 1 を占めています。

図 2-2 公共建築物の築年別整備面積と耐震化の状況



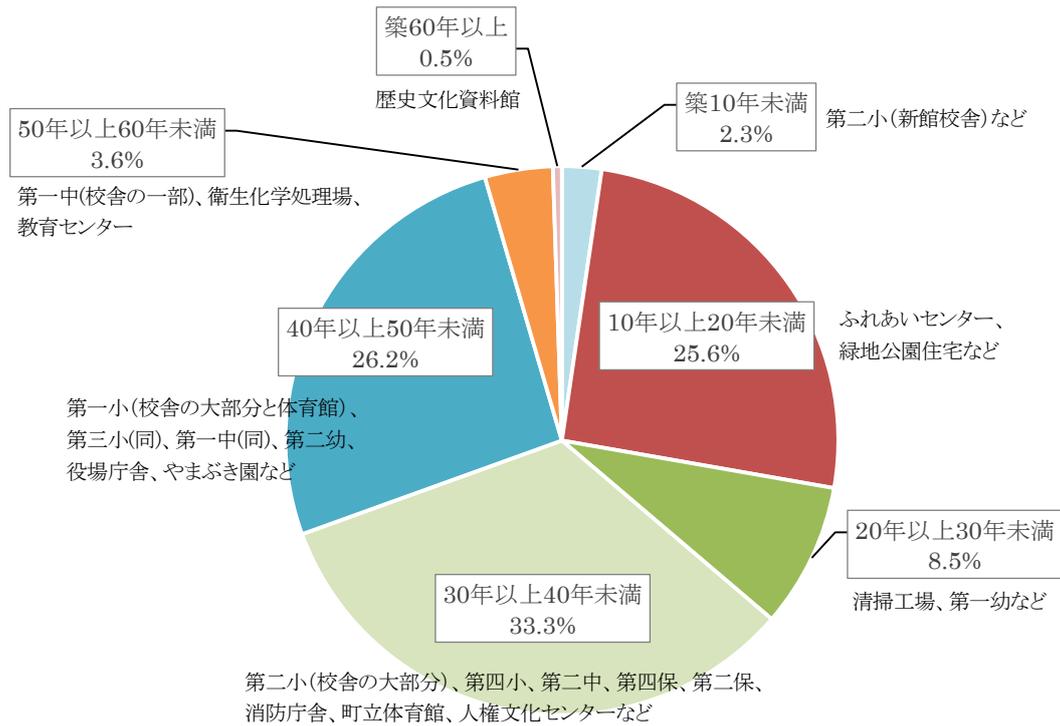
※ 新耐震基準…一定の強さ(概ね震度6強)の地震でも建物が倒壊しないような構造基準をいい、昭和 56(1981)年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建設されたもの。

築年別の延べ床面積の割合をみると、築30年以上の建物が全体の6割強を占めています。

現状のまま推移した場合、築30年以上の建物の割合は、10年後には7割を超え、20年後には約98%に達することになります。

老朽化の進行に伴い、これらの建物の大規模改修や建替には、多額の費用が必要になると予測されます。

図 2-3 公共建築物の築年別延べ床面積の割合



下表は、総務省が平成23(2011)年度に行った「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」による全国平均と、本町の現状を比較したものです。

調査時点などの違いはありますが、全国的な傾向と比較すると、本町では、人口1人あたりの公共建築物の保有面積は少ない一方、老朽化している建物の割合が高いと考えられます。

表 2-2 総務省調査における全国平均値と本町の直近データの比較 (公共建築物)

	全国平均値 (平成23年度/調査に協力した111市区町村の加重平均)		島本町 (平成27年度)
人口1人当たりの公共施設の延べ床面積	3.22 m ² /人	>	2.60 m ² /人
建設後30年以上の公共施設の割合	43.1%	<	63.6%

(2) インフラ施設の保有状況

本町が保有するインフラ施設は、下表のとおりです。

インフラ施設は、本町の産業、経済、文化の発展の基盤であり、住民生活や地域経済を支える役割を果たしていることから、今後もこれらの既存ストックを安全かつ効率的に維持管理していく必要があります。

表 2-3 インフラ施設の保有状況

(平成 27 年 4 月現在)

種 別	施設数	面積・延長		
公園	70 箇所	都市公園の総面積		60,223 m ²
		児童公園の総面積		14,904 m ²
		合計		75,127 m ²
道路	383 路線	一般町道	実延長 合計	69,855m
			道路面積 (道路部)	410,092 m ²
		自転車歩行者道	実延長 合計	1,317m
			道路面積 (道路部)	3,869 m ²
橋りょう	108 橋	橋りょうの総面積		6,963 m ²
水道管	-	水道管の総延長		89,906m
下水道管	-	下水道管の総延長		56,958m

※上記のほか、上水道施設として浄水場や配水池などが、下水道施設としてポンプ場があります。

下表は、総務省が平成 23(2011)年度に行った「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」による全国平均と、本町の現状を比較したものです。

調査時点などの違いはありますが、本町における人口 1 人あたりのインフラ施設の保有量は、全国的な傾向と比較すると少ないと考えられます。

表 2-4 総務省調査における全国平均値と本町の直近データの比較 (インフラ施設)

		全国平均値 (平成 23 年度/調査に協力した 111 市区町村の加重平均)		島本町 (平成 27 年度)
人口 1 人当 たりの 保有量	道路面積	31.99 m ² /人	>	13.47 m ² /人
	橋りょう面積	0.26 m ² /人	>	0.23 m ² /人
	水道管延長	4.09m/人	>	2.92m/人
	下水道管延長	3.60m/人	>	1.85m/人

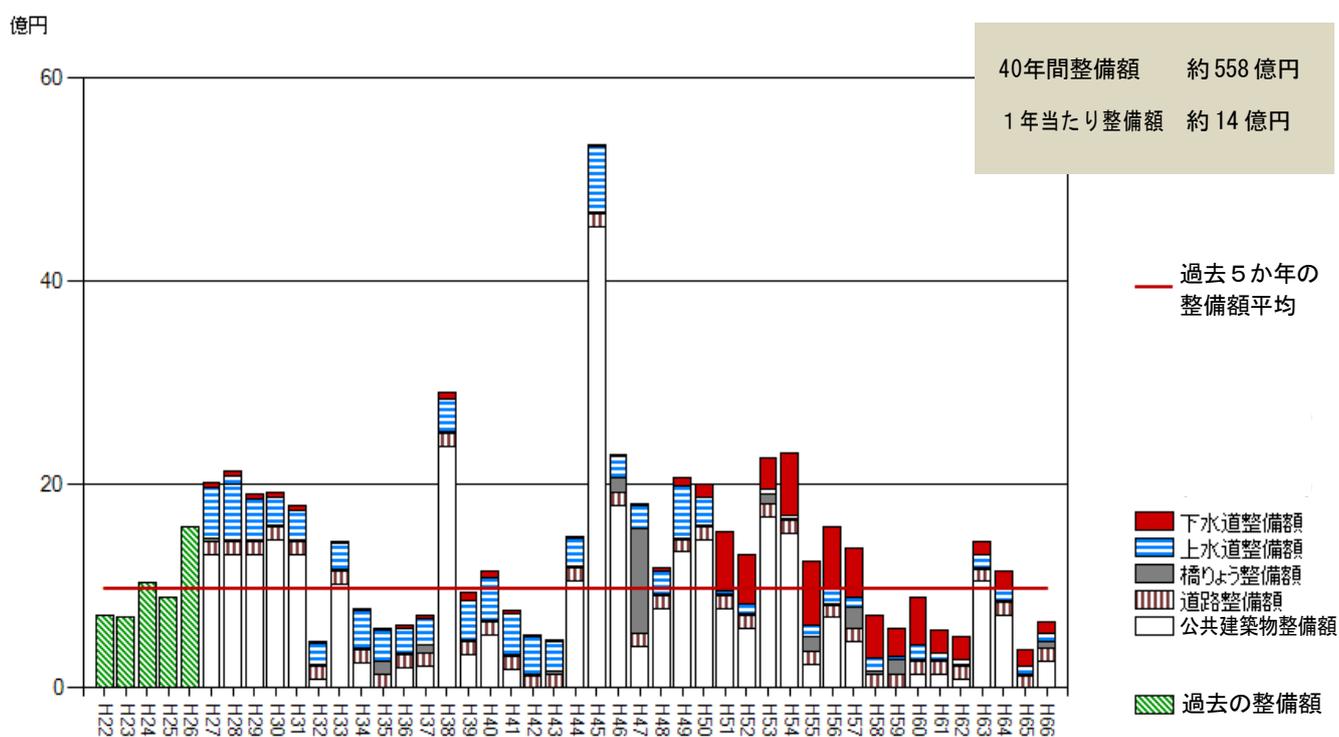
(3) 将来の更新・改修費用の推計

本町の公共建築物及びインフラ施設を耐用年数まで使用し、同じ規模で更新したと仮定した場合に必要な費用について、総務省が公開している「更新費用試算ソフト」を用いて試算を行いました(試算方法は次ページ参照)。

あくまで単純試算による推計ですが、試算の結果、今後 40 年間に必要となる費用の概算総額は約 558 億円で、試算期間における年平均費用は約 14 億円となります。

大まかな傾向としては、今後しばらくの間は公共建築物や上水道施設などの大規模改修に多額の費用を要する時期が続き、平成 45(2033)年前後から、公共建築物の耐用年数経過により更新費用が集中的に必要な時期が約 10 年間続きます。また、平成 50(2038)年頃から下水道施設の更新に多額の費用を要する時期が始まります。

図 2-4 公共施設の将来の更新・改修費用の推計イメージ



なお、上記の試算金額のほか、本町では、浸水対策としての水路整備などに概算で約 60 億円を要すると試算しており※、これを加えた総額は、今後 40 年間で約 618 億円、年平均で約 15.5 億円となります。

※ 水路は、「更新費用試算ソフト」における対象施設ではないため、別途加算した。

(試算方法について)

「更新費用試算ソフト」における将来コストの試算にあたっては、(財)自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書(公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究)」(平成23年)の算出根拠を用いている。具体的には次のとおり。

表 2-5 算出根拠の考え方

	基本的な考え方	耐用年数	更新単価		
公共建築物	整備年度ごとの延べ床面積×更新単価	60年	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	
			スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	
			学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	
			公営住宅	28万円/㎡	
道路	全整備面積を15年で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定した面積×更新単価	15年	一般道路	4,700円/㎡	
			自転車歩行者道	2,700円/㎡	
橋りょう	整備年度ごとの構造別の面積×更新単価	60年	PC(プレストレスト・コンクリート)橋	42.5万円/㎡	
			鋼橋	50万円/㎡	
水道管	整備年度毎の管種別及び管径別の延長×更新単価	40年	(更新単価の主な例)		
			導水管・送水管	~300mm未満	10万円/m
				300~500mm未満	11.4万円/m
			配水管	~150mm以下	9.7万円/m
			~200mm以下	10万円/m	
下水道管	整備年度毎の管種別及び管径別の延長×更新単価	50年	(更新単価の主な例)		
			管種別	コンクリート管、塩ビ管	12.4万円/m
				更生管	13.4万円/m
			管径別	~250mm	6.1万円/m
251mm~500mm	11.6万円/m				

※耐用年数は、施設種別ごとの一般的な耐用年数を用いている。

※公共建築物の更新単価には、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料等は含むものと想定。

※公共建築物は、建設後30年で大規模改修を行うと想定(ただし、耐震補強済みの施設など一部の施設を除く)。

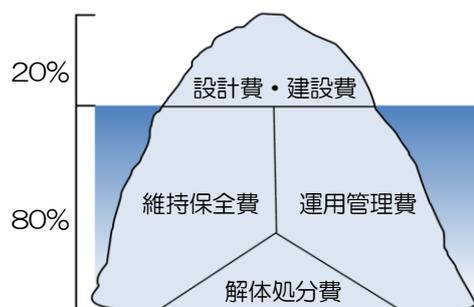
改修単価は更新単価の6割を想定。

公共施設の建設にあたっては、ライフサイクルコストを考える必要があります

ライフサイクルコストとは、建物の設計費・建設費などの初期投資と、建設後に必要となる維持保全費・運用管理費・解体処分費までの建物の生涯に必要な総費用のことです。

建設に係る費用は、施設費全体の20%程度でしかなく、建設後、建物の使用を終えるまでの間には、その4倍の費用負担が生じると言われています。

このため、公共施設の新設や更新にあたっては、建設時の初期投資だけでなく、建設後の費用負担も含めたライフサイクルコストを考える必要があります。



建設費用の施設費全体に占める割合は氷山の一角

(4) 現状の投資額との比較

下表は、公共施設の建設・改修工事などに係る支出額の推移を示したものです。過去5年間（平成22(2010)～26(2014)年度）における年平均投資額は、約10.7億円となっています。

表 2-6 公共施設の建設・改修工事等に係る支出額の推移

(単位：万円)

内 訳		年 度					年平均
		H22	H23	H24	H25	H26	
普通会計	普通建設事業費	61,754	43,607	71,923	52,483	122,368	70,427
	維持補修費	8,844	7,815	7,709	8,906	8,048	8,264
上水道に係る投資的経費		1,356	5,796	12,095	5,675	9,163	6,817
下水道に係る投資的経費		9,300	20,100	19,720	30,410	26,360	21,178
合 計		81,254	77,318	111,447	97,474	165,939	106,686

一方、前述の(3)で試算した将来の更新・改修費用（年平均約15.5億円）に、最低限必要と見込まれる経常的な維持補修費（年約0.8億円）を加えた費用は、年平均16.3億円となります。

これらを単純に比較すると、今後40年間すべての公共建築物及びインフラ施設を保有し続けるためには、現状の約1.5倍の費用がかかる計算になります。反対に、今後40年間、現状の投資額と同規模で推移すると仮定した場合、既存施設の66%しか更新できない計算になります（ただし、この数値は特定財源の確保により変化する場合があります）。



(平成22～26年度に支出した費用の年平均額)

(今後40年間に必要な費用の年平均額)

このようなことから、将来にわたり既存の施設を安全に維持していくために、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが今後の課題となります。特に、更新・改修費用の大部分を占める公共建築物の新設や更新にあたっては、その必要性や財源確保などを十分に検討する必要があります。

2 人口の動向

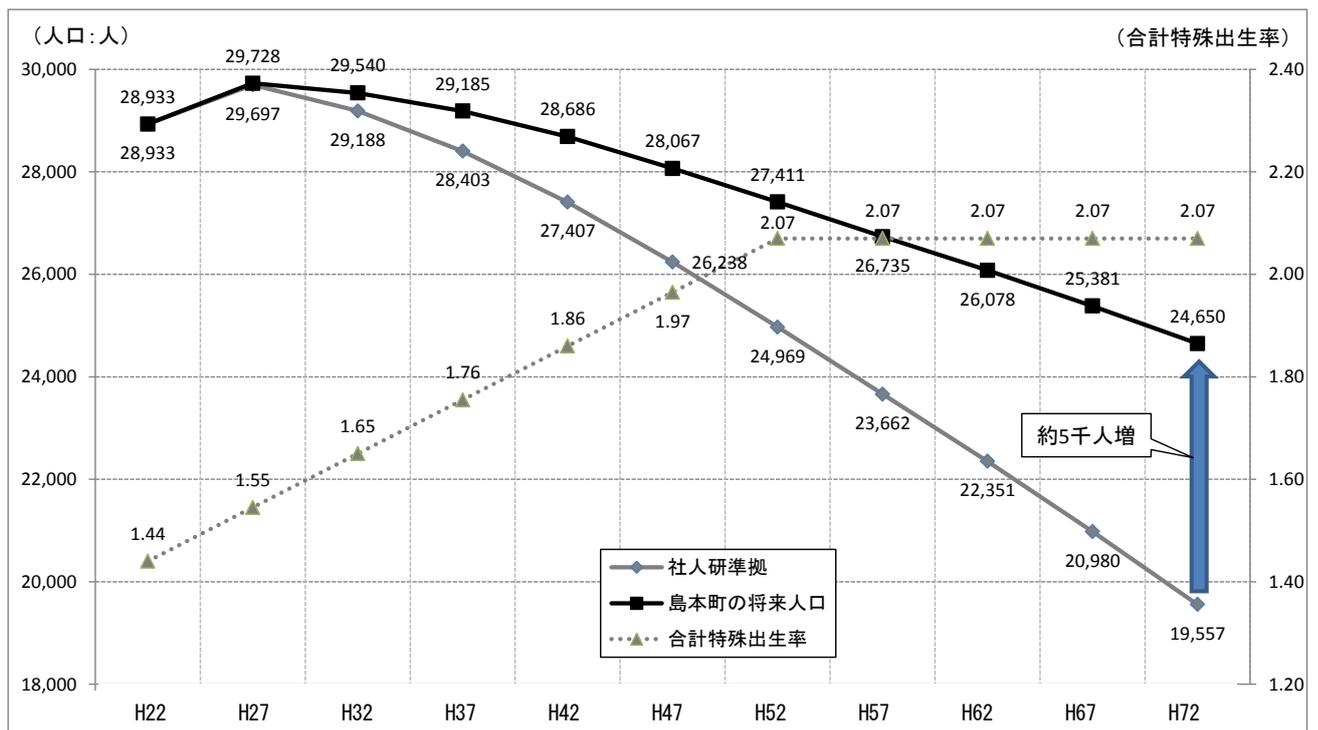
(1) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータ(平成25(2013)年3月)に基づき推計した数値(以下「社人研準拠の推計」といいます。)では、本町の人口(国勢調査人口による。)は、45年後の平成72(2060)年には19,557人まで減少すると予測されています。

「島本町人口ビジョン」(平成28(2016)年3月)ではこれに対し、本町が戦略的に推進する人口減少克服の取組や国及び大阪府の施策でもたらされる効果によって、合計特殊出生率※の向上や人口流出の抑制をめざし、人口減少の緩和を図ることを目標としています。

人口ビジョンでは、平成72(2060)年における目標人口を24,650人と設定しており、社人研準拠の推計より約5,000人多くなっています。しかしながら、合計特殊出生率の向上などが図られた場合においても、平成27(2015)年との比較では約17%人口が減少することになります。

図 2-5 島本町の人口の推移と長期的な見通し



出典：島本町人口ビジョン（平成28(2016)年3月）

注：「社人研準拠の推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）」に基づき、推計した数値。平成22(2010)年の国勢調査人口を基に、平成27(2015)年以降の人口を推計している。「島本町の将来人口」は、社人研準拠の推計を基に、平成32(2020)年に社会動態において転出入の均衡を図り、平成52(2040)年に合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)である2.07に達すると仮定した目標推計。

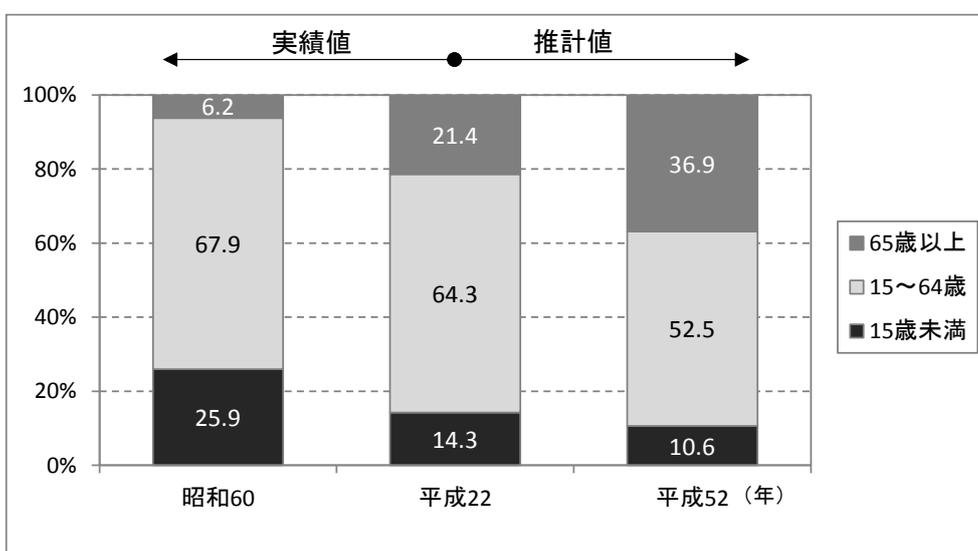
※ 合計特殊出生率…15～49歳の女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを産むかを示す目安となる数値。

また、社人研準拠の推計による本町における年齢構成別の人口割合をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が大幅に低下する一方、老年人口(65歳以上)の割合が急速に高まっています。

この推計では、平成52(2040)年には、町全体の約37%が65歳以上となり、約1.42人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えることとなります。

人口ビジョンではこれに対し、平成52(2040)年の老年人口を33.7%、生産年齢人口を55.2%、年少人口を14.1%とすることを目標としていますが、この場合においても、生産年齢人口の大幅な減少は避けられない見通しです。

図 2-6 年齢3区分別人口割合の推移 (社人研準拠)



出典：島本町人口ビジョン (平成 28(2016)年 3月)

注：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 25(2013)年 3月推計)」に基づき推計した数値。国勢調査人口を基にしている。昭和 60(1985)年、平成 22(2010)年は不詳を除く。

(2) 直近5か年の人口動向

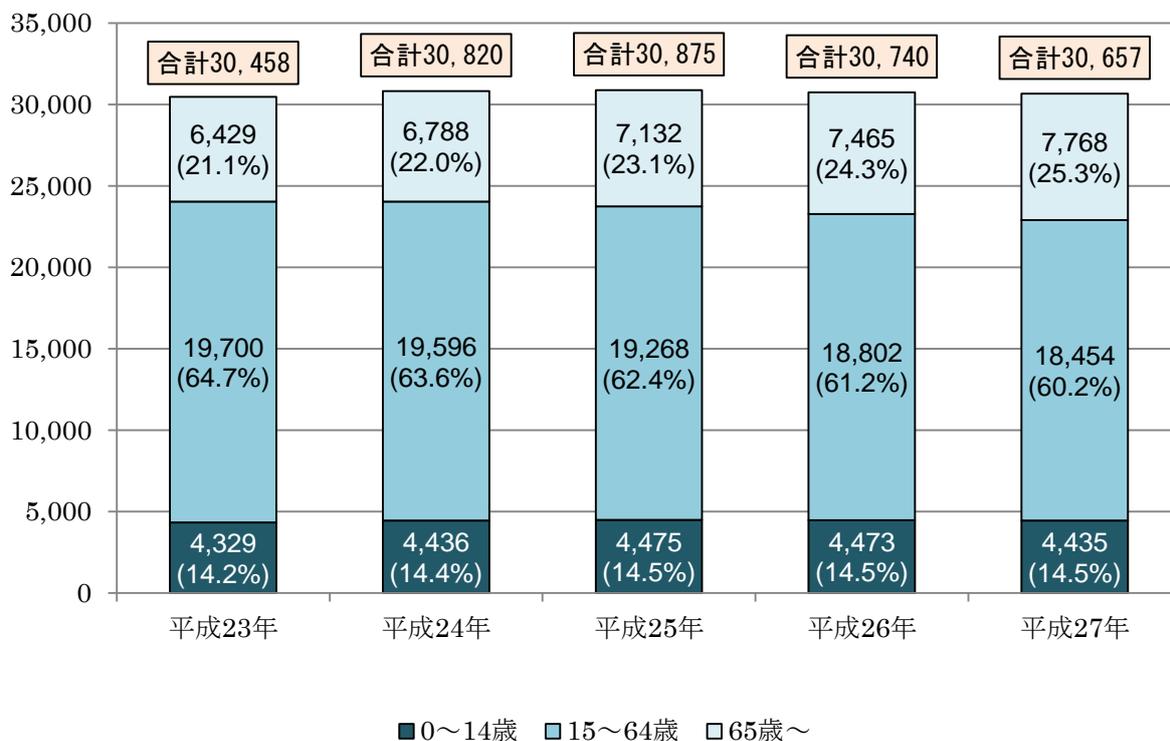
平成 23(2011)年から平成 27(2015)年までの本町の総人口※と、年齢構成別人口は、下図のとおりです。

総人口は、大型マンションの建設などにより近年増加傾向にありましたが、平成 25(2013)年を境に、再び微減に転じています。

年齢構成別にみると、高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、本町においても全国的な傾向と同様ですが、一方で年少人口は、微増から横ばいで推移しており、今後の施設のあり方については、これらの状況を十分に考慮する必要があります。

図 2-7 島本町の総人口と年齢構成別人口 (各年 10 月 1 日現在)

(単位：人)



出典：住民課統計資料

※ 総人口とは、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計数。

3 財政状況

町財政の状況を見ると、歳入においては、自主財源の多くを占める町税収入は概ね横ばいで推移しています。

一方、歳出においては、高齢化の急速な進展などにより、社会保障関係経費である扶助費※1が過去10年間で10億円から21億円と倍増しており、今後はさらに高い水準で推移することが見込まれます。また、高齢者の医療や介護のための支出(繰出金※2)も、増加傾向にあります。

これらの歳出増加に対応するため、行財政改革を推進し、人件費の削減や事業の民間委託、公共下水道事業への繰出しの抑制などに取り組んできました。しかし、それでもなお財源不足に陥っており、町の貯金である基金を取り崩さなければ、収支が保てない状況になっています。

今後も、大変厳しい財政状況が続くと見込まれます。このような状況で公共施設の改修や更新のために普通建設事業費を増額すれば、さらに基金を取り崩さなければならなくなり、近い将来、基金が底をつき、住民サービス全体を大きく縮小しなければならなくなるのが予想されます。

表 2-7 過去10年間の普通会計※3 決算の推移

(単位：億円)

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
区分	町税	46	43	48	49	46	45	46	46	46	47
	うち										
	個人住民税	14	15	18	18	18	17	17	18	18	18
	法人住民税	8	5	7	9	6	6	6	6	6	6
	固定資産税	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	義務的経費	49	47	52	49	50	51	53	52	52	52
うち	人件費	25	25	26	24	24	20	21	20	20	19
	扶助費※1	10	10	11	12	13	17	18	19	20	21
	公債費※4	14	12	15	13	13	14	13	13	12	12
	繰出金※2	12	12	12	12	11	12	12	12	13	13
うち	公共下水道	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
	医療介護等※5	5	6	6	7	6	7	8	8	8	8
	普通建設事業費	8	11	18	4	4	6	4	7	5	12
	町債残高	143	139	135	127	121	117	112	110	107	106
	積立基金残高	38	57	44	40	37	38	39	39	47	45
	経常収支比率※6	95.8%	104.8%	108.9%	102.2%	103.6%	98.1%	99.4%	97.8%	97.4%	99.6%

(備考) 町税の内訳は、主な税目を抜粋記載しています。義務的経費及び繰出金は、内訳全体を記載していますが、区分ごとに億円単位となるよう四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

H18・H25の積立基金残高の増は、当該年度に町営住宅跡地の売却金の一部を積み立てたことによるものです。

※1 扶助費…社会保障制度の一環として、被扶助者に対して行う各種支援に要する経費のこと。

※2 繰出金…一般会計と特別会計の間、又は特別会計相互間において支出される経費のこと。

※3 普通会計…市町村を統一的な基準で比較するため、地方財政の統計上用いられる会計区分のこと。本町では、一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計が対象となっている。

※4 公債費…町債(町の借金)の返済に要する経費のこと。

※5 医療介護等…ここでは、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計に対する繰出金の合計を指す。

※6 経常収支比率…経常的な経費に町税などの一般財源がどの程度充てられているかを表す指標で、高いほど財政の弾力性がないことを示す。

4 住民意識調査の結果

平成 27(2015)年 5 月に実施した、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のための住民意識調査において、公共施設についての質問を設け、今後の公共施設のあり方に関する住民意識の把握に努めました。調査結果の概要は次のとおりです。

調査の概要

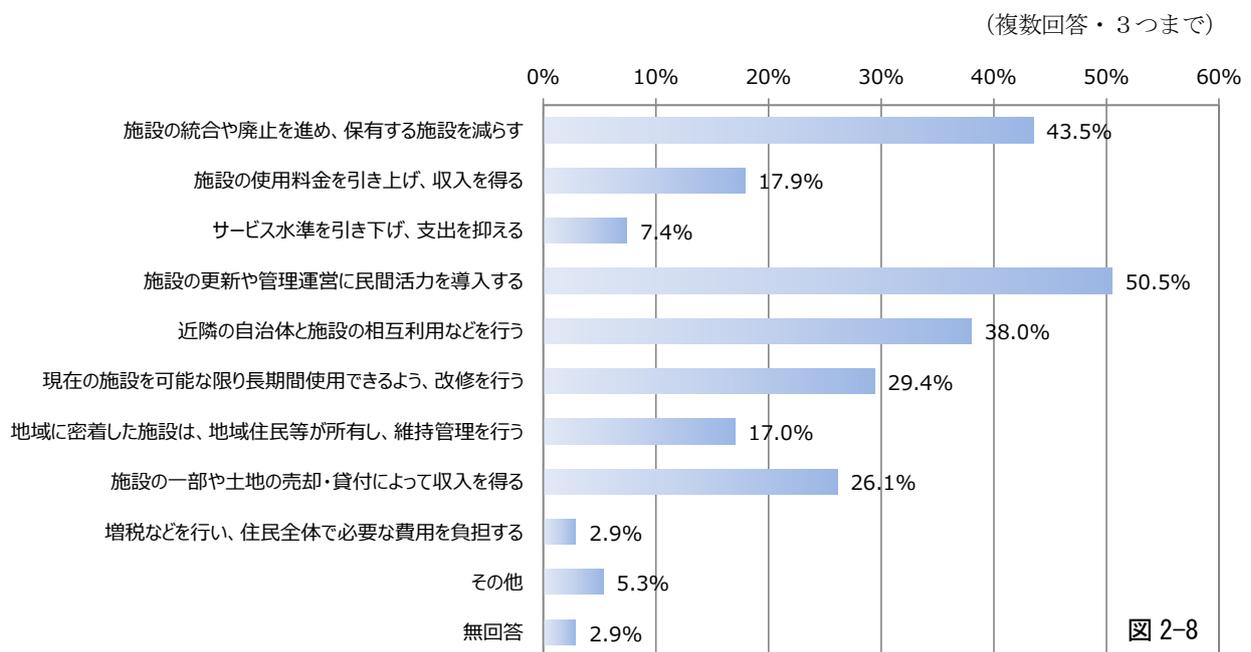
調査期間：平成 27 年 5 月 8 日～29 日
抽出方法：住民基本台帳を用いた無作為抽出法
回収数：513 票

調査対象：島本町在住の 20 歳以上の男女 1,000 名
調査方法：郵送配布、郵送回収（督促なし）
回答率：51.3%

(1) 将来世代に大きな負担を残さず、施設を安全に維持するための方策について

「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する」と答えた人が 50.5%で最も多く、次いで「施設の統合や廃止を進め、保有する施設を減らす(43.5%)」、「近隣の自治体と施設の相互利用などを行う(38.0%)」となっています。

一方、「増税などを行い、住民全体で必要な費用を負担する(2.9%)」や、「サービス水準を引き下げ、支出を抑える(7.4%)」については、賛同意見が少ない結果となっています。



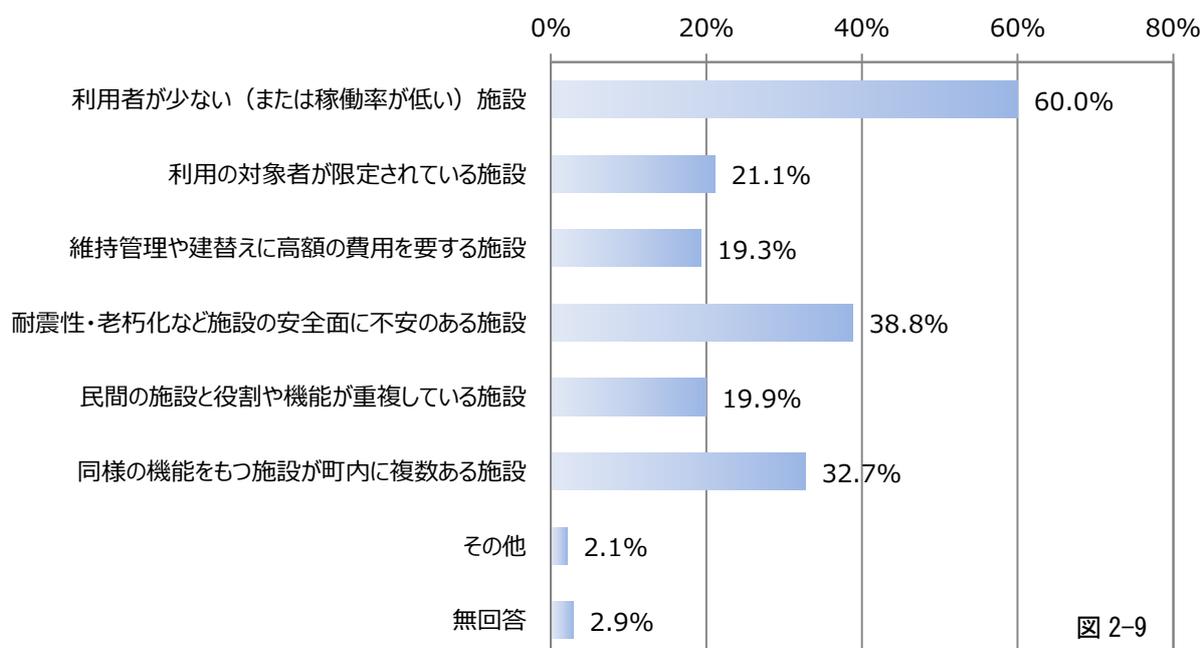
男女別・世代別の特徴（集計結果から）

- ・男女別では、「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する(男性 56.2%・女性 45.7%)」、「施設の統合や廃止を進め、保有する施設を減らす(男性 52.1%・女性 36.1%)」は、女性より男性の比率が高い。「現在の施設を可能な限り長期間使用できるよう、改修を行う(男性 25.2%・女性 33.1%)」は、女性の比率がやや高い。
- ・世代別でみると、50 歳代では「施設の更新や管理運営に民間活力を導入する」が 62.2%、20 歳代では「現在の施設を可能な限り長期間使用できるよう、改修を行う」が 45.9%で、それぞれ全体より 10 ポイント以上高い。

(2) もし公共施設の統合や廃止を行う場合、どのような施設から行うべきか

「利用者が少ない(または稼働率が低い)施設」と答えた人が60.0%で最も多く、次いで「耐震性・老朽化など施設の安全面に不安のある施設(38.8%)」、「同様の機能をもつ施設が町内に複数ある施設(32.7%)」となっています。

(複数回答・2つまで)



男女別・世代別の特徴 (集計結果から)

- ・男女別では、「利用者が少ない(または稼働率が低い)施設(男性62.8%・女性57.6%)」が男女ともに高いが、「耐震性・老朽化など施設の安全面に不安のある施設(男性32.2%・女性44.6%)」は女性でより高くなっている。
- ・世代別でみると、40歳代では「同様の機能をもつ施設が町内に複数ある施設」が42.7%で、全体より10ポイント高い。

(3) 今後、どのような機能を持った施設を優先的に維持・充実させていくべきか

「子育て支援」が 54.8%で最も多く、「学校」も 53.6%で均衡しています。

その他は意見が分散していますが、「高齢者福祉(26.7%)」、「図書館(26.1%)」、「環境衛生(20.1%)」が比較的高くなっています。

一方、「啓発や相談など」、「町営住宅」、「貸室・集会など」、「レクリエーション」、「文化財などの展示」などの展示、「ホール」を選んだ人はいずれも 1 割未満であり、優先意向が低い結果となっています。

(複数回答・3つまで)

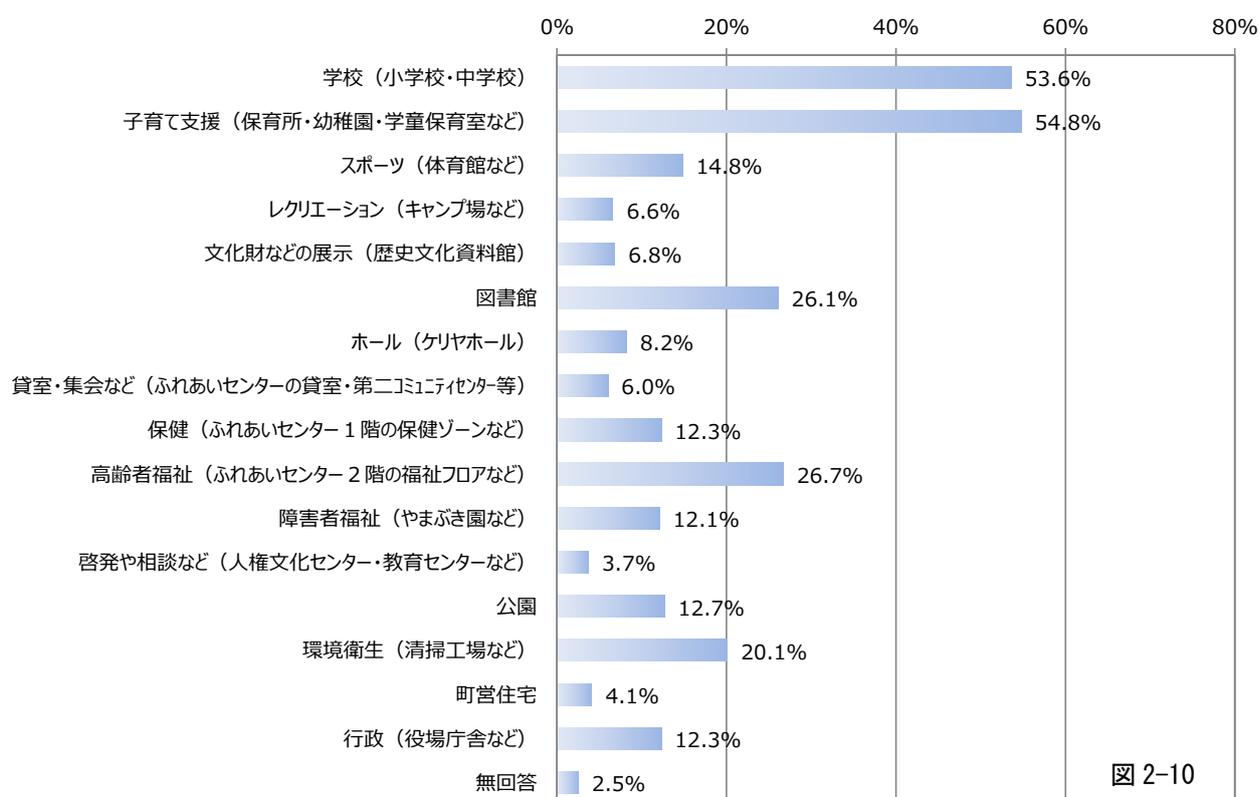


図 2-10

男女別・世代別の特徴 (集計結果から)

- ・男女別では、男女とも概ね同様の傾向がみられるが、「図書館(男性 19.8%・女性 32.0%)」は女性でより高くなっている。
- ・世代別でみると、40 歳代では「学校」が 66.7%で特に高く、「子育て支援」は 40 歳代と 70 歳以上を除く全ての年代で最も高くなっている。また、「図書館」は 20 歳代で 37.8%、「公園」は 30 歳代で 22.7%、「高齢者福祉」は 50 歳代で 34.1%・60 歳代で 33.3%と、それぞれ比較的高くなっている。

第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

公共施設の管理においては、施設整備から維持管理、解体に至るまでに要する総費用を見据えたライフサイクルコストの概念に基づく、長期的視点によるマネジメントが求められます。

本町では、平成8(1996)年に「ふれあいセンター」を建設し、福祉・保健・生涯学習などの機能の集約化と複合化を図り、その後、平成20(2008)年から指定管理者制度※を導入して効率的な施設の運営を進めるとともに、人件費などの義務的経費の抑制に努めてきました。

また、平成15(2003)年には「緑地公園住宅」を建設し、老朽化が進んでいた町内5箇所にあった町営住宅を廃止・統合しました。

今後とも、限られた財源と資産をこれまで以上に効率的に活用し、将来にわたって持続可能な自治体経営を進め、住民福祉の維持・向上を図るため、これまで述べた公共施設の現状と課題、人口の将来推計や財政状況、住民意識調査の結果などを踏まえ、公共施設の管理に関する基本的な目標及び方針を次のとおり設定します。

1 基本的な目標

将来の世代に過大な負担を残すことなく、
必要な施設を安全に引き継ぐ

2 基本的な方針

(1) 施設保有量の圧縮

主に公共建築物を対象として、施設保有量の圧縮に努めます。

そのために、個々の施設に係る老朽化の進行状況や維持管理に要する費用、利用状況や運営主体の変更可能性などを精査し、実現可能な保有量の圧縮を検討するとともに、耐用年数を経過した建物や統廃合による建替を除き、原則として新たな建物は建設しないこととします。

ただし、住民ニーズを踏まえて新たな機能を付加することや、義務的に必要となった建物については、財源の確保に努めながら、必要最小限の規模での建設を検討することとします。その際、一時的に資金需要が発生する従来型の、行政が直接整備し保有する方法だけでなく、ライフサイクルコストの縮減や平準化の観点から有効である、PFIや施設の借上げなどの手法についても検討します。

※ 指定管理者制度…地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度のこと。

※ PFI…Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法のこと。

また、あらゆる用途の施設を、すべて町単独で整備するという「フルセット主義」を前提とせず、他自治体と施設を相互利用するなどの広域的な連携や、民間施設を活用した公共サービスの提供など、幅広い視点から住民ニーズへの対応策を検討します。

(2) 機能優先への転換と多機能化の推進

主に公共建築物を対象として、機能優先への転換と多機能化の推進を図ります。

そのため今後は、「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「『機能』はできる限り維持しつつ、『施設』は削減していく」という考え方を基本とします。

単一機能しか有しない小規模施設については、できる限り多機能・複合化施設に統合していきます。そのためには遊休地や規模の大きい施設の活用などを検討します。

施設の多機能・複合化により、施設毎に必要なとなる玄関やトイレ、階段、駐車場などの空間を共有化するなど、必要なサービスを維持しながら保有面積の縮小に努めます。ただし、多機能化に際しては、それぞれの機能・サービスに関し、行政が直接実施する必要性や、将来にわたって継続することの妥当性について、あらかじめ十分な精査を行うこととします。

また、学校施設の老朽化対策を進めるにあたっては、劣化した施設について単に建設時の状態に戻すだけでなく、適正な規模を念頭に、時代のニーズに対応した機能を有する施設へと転換を図る必要があります。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成をめざして再生を行うこととします。

(3) 計画的な維持保全による長寿命化

インフラ施設及び公共建築物のうち、主に将来にわたって長期的かつ優先的に維持する必要があると見込まれる施設について、計画的な維持保全による長寿命化を図ることとします。

個別施設の長寿命化計画を策定するに際しては、点検や診断により損傷・劣化状況などを把握するとともに、施設の利用率や重要性・将来性などを相対的に評価したうえで、優先的に維持保全すべき施設を決定することとします。

そのうえで、現実的な予算の範囲内で実施可能な修繕の年次計画を策定し、これを実践することで、不都合が生じてからの「事後的修繕」(事後保全)から、「計画的修繕」(予防保全)への転換を図り、施設の長寿命化を促進します。

また、施設全般について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検などを行い、その記録を蓄積することにより、補修の優先順位などを適切に判断し、施設の維持保全に努めます。あわせて、これらの業務は技術職員が担当する必要があることから、ノウハウの蓄積と次世代への継承を適切かつ継続的に実施していくこととします。

なお、老朽化による廃止施設や、高度の危険性により今後の利用見込みがない施設については、適切に安全確保を行うとともに、早期の撤去を検討します。

インフラ施設の耐震化については、災害時におけるライフラインの確保の観点から、長寿命化のための修繕とあわせて、順次実施していきます。

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保や災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要な施設の耐震診断を実施し、結果を踏まえて改修などの方向性を検討します。

ただし、耐震化には場合により多額の費用を要するため、特定財源の確保に努めるとともに、町全体の財政状況を勘案しながら推進していくものとします。

(4) 管理運営の効率化

主に公共建築物を対象として、管理運営の効率化を図るため、PFIや指定管理者制度をはじめとしたPPPの観点から、民間事業者が有する資金や技術・ノウハウの活用を検討します。

また、施設の管理運営に要する費用などの分析に努め、省エネルギーや省コストに向けた設備や運用面での改善を図ることにより、日常的な管理運営費の縮減につなげます。

(5) 財源の確保

公共建築物及びインフラ施設の維持費用などを捻出するため、不断の行財政改革に取り組むことなどにより、財源の確保に努めます。

統廃合などにより廃止となった施設や、利用予定のない遊休地は、積極的に売却、賃貸などを進め、これにより得られた財源は、他の施設の新築・改修費や管理運営費などに充てることとします。

施設の使用料などについては、利用実態とコスト負担の状況を検証し、受益者負担の原則を基本として設定します。

借地に立地する施設については、毎年度、費用負担が発生するため、施設の更新時に、今後の対応などについて検討を進めます。

※ PPP…Public Private Partnership の略で、公民が連携して公共サービスの提供に取り組むこと。